資料５-４

○堺市立八田荘老人ホーム管理規則

昭和４４年９月２９日
規則第３９号
改正　昭和４５年４月１日規則第１０号
昭和４７年４月１日規則第１９号
昭和４８年４月１８日規則第２３号
昭和６０年４月１日規則第２９号
昭和６２年４月２２日規則第３２号
平成５年３月１５日規則第６号
平成２０年３月２８日規則第３５号
平成２５年３月２７日規則第５９号
平成２８年３月２２日規則第１２号

（趣旨）

第１条　この規則は、堺市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第５７号）第２条及び堺市立八田荘老人ホーム条例（平成２０年条例第３号。以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、堺市立八田荘老人ホーム（以下「ホーム」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

（平２０規則３５・平２５規則５９・一改）

（事業の目的）

第２条　ホームは、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第１項第１号又は同条第２項の規定により入所の措置を受けた者（以下「入所者」という。）の福祉増進に努めることを目的とする。

（昭６０規則２９・昭６２規則３２・平５規則６・平２０規則３５・平２８規則１２・一改）

（定員）

第３条　ホームの定員は、次のとおりとする。

(1)　条例第２条各号に規定する者　１２０人

(2)　前号に掲げる者のほか、短期的な入所に係る者　４人

２　前項の規定にかかわらず、市長は、同項第１号の規定に該当する入所者の数が同号に定める定員に満たない場合においては、当該満たない人数の範囲内で、同項第２号に掲げる者を同号に定める定員を超えてホームに入所させることができる。

（平２０規則３５・全改、平２８規則１２・一改）

（処遇方法）

第４条　ホームが、第２条に定める事業の目的に沿い、入所者に対して行う処遇の方法は、次のとおりとする。

(1)　生活指導及び相談

(2)　食事及び日用必需品等の給付

(3)　健康診断、入浴及び疾病者の診療

(4)　修養、慰安及び娯楽

(5)　葬祭

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める処遇

（昭６０規則２９・一改、平２０規則３５・旧第６条一改・繰上）

（作業）

第５条　入所者の希望、能力及び技能に応じて、次の各号に掲げる作業に従事させるものとする。
(1)　庭園及び農耕作業
(2)　ホームの内外の清掃
(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める作業
２　前項の作業の方法及び時間は、入所者の健康状態、能力、趣味等に応じて所長が定める。
３　作業により生ずる収益は、入所者の福祉増進のための費用に充てることがある。
（昭６０規則２９・昭６２規則３２・一改、平２０規則３５・旧第７条一改・繰上）
（遵守事項）
第６条　入所者は、施設の管理上必要な職員の指導及び指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
(1)　ホームの事務が適正円滑に運営され、かつ、入所者の生活の向上を増進するために協力すること。
(2)　ホーム内の秩序を乱し、他に悪影響を及ぼすような行為をしないこと。
(3)　故意に建物、器物等を損壊し、又は汚損するような行為をしないこと。
(4)　火災その他の事故の防止に努め、事故が発生したときは、直ちに職員に通報すること。
(5)　職員に無断で外出し、又は外泊しないこと。
（昭６０規則２９・一改、平２０規則３５・旧第８条一改・繰上）
（災害対策）
第７条　職員は、火災その他の災害の発生を未然に防止し、災害が発生したときは、所長があらかじめ作成する災害対策計画に基づき通報及び拡大防止に必要な措置を行うとともに、入所者の避難及び救護に万全を期するものとする。
（昭６０規則２９・一改、平２０規則３５・旧第９条一改・繰上）
（指定管理者の指定手続）
第８条　条例第５条第２項の申請書は、堺市立八田荘老人ホーム指定管理者指定申請書（別記様式）とする。
２　条例第５条第２項の規則で定める書類は、次のとおりとする。
(1)　定款その他これに類する書類
(2)　法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書面
(3)　役員名簿
(4)　前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
(5)　前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前３事業年度分の事業報告書及び収支計算書
(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類
（平２０規則３５・追加）
（委任）
第９条　この規則に定めるもののほか、ホームの管理及び運営について必要な事項は、所管部長が定める。
（昭４７規則１９・昭４８規則２３・昭６０規則２９・一改、平２０規則３５・旧第１０条一改・繰上）
附　則
１　この規則は、昭和４４年１０月１日から施行する。
２　堺市立養老施設管理規程（昭和３５年規則第１５号）は、廃止する。
附　則（昭和４５年４月１日規則第１０号）

この規則は、昭和４５年４月１日から施行する。

附　則（昭和４７年４月１日規則第１９号）抄

１　この規則は、昭和４７年４月１日から施行する。

附　則（昭和４８年４月１８日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年４月１日規則第２９号）抄

（施行期日）

１　この規則は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年４月２２日規則第３２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年３月１５日規則第６号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２８日規則第３５号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２７日規則第５９号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２２日規則第１２号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

別記様式（第８条関係）

堺市立八田荘老人ホーム指定管理者指定申請書

年　　月　　日

堺市長　　殿

申請者　所在地

団体名

代表者氏名　　㊞

生年月日

堺市立八田荘老人ホームの指定管理者の指定を受けたいので、堺市立八田荘老人ホーム条例第５条第２項の規定により申請します。

注意　申請に当たっては、次の書類を添付してください。

1　定款その他これに類する書類

2　法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書面

3　役員名簿

4　申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

5　申請書を提出する日の属する事業年度の前３事業年度分の事業報告書及び収支計算書

6　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

別記様式（第８条関係）

（平２５規則５９・全改）